

内部監査の実施状況について

(平成26年 3月31日現在)

神奈川県労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成25年10月28日 ～ 平成25年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間報告書における超過勤務時間集計漏れによる超過勤務手当支給誤り。(1課) 	<p>勤務時間報告時にシステムの入力状況と関係書類等との点検事務の強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととする。</p>
横浜南 労働基準監督署 他11署	平成25年11月19日 ～ 平成25年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動結果報告書における勤務日数集計誤りによる通勤手当支給誤り。(1署) 	<p>報告の根拠となる関係書類相互間での点検事務の強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととする。</p>
横浜 公共職業安定所 他14所 (内1出張所)	平成26年 2月 3日 ～ 平成26年 3月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動結果報告書における勤務日数集計誤りによる通勤手当支給漏れ。(1所) 	<p>報告の根拠となる関係書類相互間での点検事務の強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととする。</p>